

【小諸市】 ネットワーク整備計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
①十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合 (%)	0%	50%	100%	100%	100%	・目標値を記入する。十分なネットワーク速度とは、同時利用率を考慮した学校規模ごとの通信帯域が確保されている状態。(R6.5時点)
②簡易アセスメントの実施計画	年1回 全校実施	年1回 全校実施 5月	年1回 全校実施 5月	年1回 全校実施 5月	年1回 全校実施 5月	・簡易アセスメントとは、教育委員会が学校に対してアンケート、ヒヤリング、現地調査などでネットワークの問題の有無を調査することを意味する。
③アセスメントの実施計画	全校実施 R6.12.1～ R7.3.21					・アセスメントとは、専門の業者等に依頼してネットワークに問題がないか、問題がある場合はその原因が何かを明らかにし、改善に繋げることを意味する。十分なネットワーク速度が確保できていない学校がある場合に、アセスメントを実施しないことは、一部の例外的な場合を除き想定されない。
簡易アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・通信速度の低下を防ぐため、大人数での同時接続を避ける。 ・クラスごとに使用する授業時間をずらす等の工夫を行う。 ・通信量の大きい動画視聴、動画配信を行う場合には少人数で行う。					
アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・アセスメントの結果報告書が令和7年3月に提出される予定であることから報告書の内容を精査し、改修工事の実施について判断する。 ・改修工事については、国の補助事業を活用し、応急対応できる機器の入れ替えや設定変更を優先する。 ・令和10年度に小学校3校、中学校1校を統合し、義務教育学校として設置する予定であることから、令和10年度以降使用しなくなる統合対象の小学校については最小限の改修工事とし、大規模な改修工事は実施しない。					
アセスメントを実施しない例外的な事情(ある場合)						

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。